

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和5年6月）

えびの市役所では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「えびの市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表いたします。

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	3人	6人	6人	10人
女性	3人	0人	3人	5人
合計	6人	6人	9人	15人
女性割合	50.0%	0.0%	33.3%	33.3%

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（4月1日付け採用に係る採用試験分）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	14人	18人	25人	22人
女性	4人	6人	15人	13人
合計	18人	24人	40人	35人
女性割合	22.2%	25.0%	37.5%	37.1%

(3) 職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
正規職員	35.5%	35.3%	35.5%	35.8%
再任用職員（短時間勤務）	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%
会計年度任用職員	—	66.5%	66.1%	67.6%
臨時的任用職員	35.7%	18.2%	44.4%	55.6%

(4) 中途採用の男女別実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	1人	1人	0人	0人
女性	0人	0人	1人	1人

(5) 管理職（課長級・課長補佐級）に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合
（各年度4月1日現在）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
管理職割合	11.7%	10.6%	12.1%	12.5%
課長級	10.7%	9.7%	9.7%	13.3%
課長補佐級	12.5%	11.4%	14.3%	11.8%
係長相当職	25.6%	30.0%	38.1%	37.2%

(6) 機会の提供に資する制度の概要

●ハラスメント対策の整備状況

- ・えびの市職員のハラスメント防止等に関する要綱を平成23年に制定し、その後、必要に応じて内容の見直しを実施しています。
- ・ハラスメントに関する相談等に対応するため、相談窓口を総務課に設置しています。
- ・ハラスメントに関する相談等に適切かつ効果的に対応するため、ハラスメント処理委員会を設置しています。
- ・ハラスメント防止のための周知や研修会を実施しています。

●特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要

- ・女性管理職育成のため、宮崎県市町村職員研修センターが主催する研修会への参加を呼び掛けています。

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

(1) 離職率（令和4年度）

	離職率	離職者の年代別割合			
		20代	30代	40代	50代
男性職員	0.52%	0.52%	0.00%	0.00%	0.00%
女性職員	5.56%	2.78%	0.93%	0.00%	1.85%

(2) 男女別の育児休業取得率

当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性職員	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○取得期間の状況（令和4年度）

【男性職員】・1年未満：100.0%

- ・1年以上1年半未満：0.0%
- ・1年半以上2年未満：0.0%
- ・2年以上：0.0%

【女性職員】・1年未満：80.0%

- ・1年以上1年半未満：0.0%
- ・1年半以上2年未満：20.0%
- ・2年以上：0.0%

(3) 男性職員の出産補助休暇の取得率 ※配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
取得率	85.7%	77.8%	33.3%	0.0%
5日以上取得率	28.6%	0.0%	16.7%	0.0%

※男性職員の出産補助休暇（5日）→男性職員の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）
（令和4年1月1日施行）

(4) 超過勤務の状況（令和4年度）

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間 ※再任用職員を含む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者数	148	173	158	148	165	146	139	180	169	152	145	180
合計超過勤務時間	2,607	1,650	1,544	2,070	1,589	1,559	1,274	2,675	1,897	1,823	1,089	2,045
平均超過勤務時間	17.6	9.5	9.8	14.0	9.6	10.7	9.2	14.9	11.2	12.0	7.5	11.4

ii) 1か月の超過勤務時間が長時間となった職員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
45時間超												
100時間未満	11	2	2	9	0	2	1	13	4	4	1	4
100時間以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

※市長部局の状況です。

※年次有給休暇が20日未満の職員（新規採用職員）、育児休業者及び休職者は除いています。

i) 平均取得日数：11.0日（時間単位で取得したものを含む）

ii) 取得日数が5日未満の職員割合：14.2%（時間単位で取得したものを含む）

23.2%（時間単位で取得したものを含まない）

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・在宅勤務制度（テレワーク）の確立に向けた令和3年2月からの試行を踏まえ、令和5年度から正式に運用を開始しています。